

東日本大震災による損害に対する災害見舞金額について

東日本大震災による損害に対する見舞金は、財団法人郵政福祉災害見舞規約第 20 条の規定に基づき、下記のとおり取り扱うこととなりましたので、お知らせします。

記

1 支払対象

平成 23 年 3 月 11 日、東日本大震災及びこれに関連する地震
(3 月 12 日長野県北部・新潟県中越地方、3 月 15 日静岡県東部地方を
震源とする地震等を含む)

2 支払いの基準

損害の区分	損害割合	1 口当たりの 見舞金額
全 壊	70%以上	15,000 円
半 壊	20%以上 70%未満	7,500 円
一部損壊	20%未満 (10 万円以上の損害)	600 円

今後発生する地震に対する見舞金については、当分の間上記により支払うこととなります。